

# 公 示 書

さいたま市中央区新都心1番地1に所在する「さいたま新都心合同庁舎1号館」の福利厚生施設において、営業を希望する者の募集を次のとおり公示する。

平成29年5月15日

さいたま新都心合同庁舎1号館管理庁  
関東財務局長 小野 尚

## 1 募集施設

(1) 次の施設の営業を希望する者。

なお、複数施設の応募も可とする。

① 職 員 食 堂 (1階)	.....	1者
② レ ス ト ラ ン (1階)	.....	1者
③ 展 望 喫 茶 (31階)	.....	1者
④ フ ァ ー ス ト フ ー ド (2階)	.....	1者
⑤ コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア (1階)	.....	1者
⑥ 飲 料 自 動 販 売 機 (庁舎内) 及び オ ー ト ス ナ ッ ク コ ー ナ ー (2階)	.....	1者

(2) 施設使用については次のとおり。

### ① 共通事項

施設使用料及び上記(1)①～④の施設に係る貸与物品の使用料は有償とする。

なお、施設営業に必要な光熱水料は別途業者側の実費負担とする。

### ② 飲料自動販売機及びオートスナックコーナー

飲料自動販売機及びオートスナックコーナーについては、企画提案書に、上記①の施設使用料（光熱水料は除く）を提案金額として記載すること。

## 2 使用許可期間

平成29年10月1日(日)から1年間

ただし、5年を超えない範囲で更新することができる。

## 3 参加資格

(1) 良質な商品、優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。

(2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な

契約の履行が確保される者であること。

- (5) 当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等当該地方支分部局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められる者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- (7) 説明資料の交付を受けた者であること。

#### 4 説明資料配付期間及び配付場所

##### (1) 配付期間

平成29年5月15日(月) ～ 平成29年5月30日(火)  
平日9時00分から12時00分及び13時00分から17時00分

##### (2) 配付場所

〒330-9716 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1  
さいたま新都心合同庁舎1号館 1階 関東財務局総務部合同庁舎管理官

#### 5 説明会の開催

##### (1) 日 時

平成29年5月31日(水) 10時00分から

##### (2) 場 所

〒330-9716 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1  
さいたま新都心合同庁舎1号館 1階 多目的室1-1、1-2

##### (3) 内 容

企画提案書等の作成要領及び施設の概要等に関する説明を行う。  
なお、説明資料の交付を受けていない者は、説明会への参加を認めない。  
また、説明会に出席しない者の応募も認めない。

#### 6 企画提案書の受付

##### (1) 受付期間

平成29年6月1日(木) ～ 平成29年6月21日(水)  
平日9時00分から12時00分及び13時00分から17時00分

##### (2) 受付場所

〒330-9716 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1  
さいたま新都心合同庁舎1号館 1階 関東財務局総務部合同庁舎管理官

#### 7 照会先

関東財務局総務部合同庁舎管理官 合同庁舎管理第1係長 板倉  
TEL 048(600)1110 FAX 048(601)1342